平成２５年（フ）第１１４号
鹿児島県鹿児島市上之園町25番地15　シティハイツ上之園701号
破産者　池田　修一
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１１５号
鹿児島県鹿児島市上之園町25番地15　シティハイツ上之園701号
破産者　池田左與子
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１９３０号
札幌市東区北９条東10丁目３番73号
破産者　富樫　　博
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８９１号
札幌市豊平区月寒西３条９丁目３番２号ユーハイム柴５号、開始決定時の住所札幌市豊平区福住２条９丁目７番18号
破産者　佐藤　　伸
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８４号
宮城県遠田郡美里町北浦字新苗代下28番地北浦荘202号、破産開始時の住所宮城県遠田郡美里町牛飼字清水江183番地30
破産者　高橋　　明
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
山形市白山１丁目４番14―103号　ハウスオブローゼ、開始決定時の住所山形県西村山郡河北町谷地丙96番地
破産者　吉田　弘樹
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４号
山形県米沢市御廟２丁目３番38―８号、開始決定時の住所山形県米沢市塩井町塩野4256番地の２
破産者　赤井橋正明
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１２６号
東京都大田区東糀谷４丁目11番５―602号、申立時の住所東京都大田区本羽田３丁目５番９号
破産者　佐々木寛美
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第２１号
富山県高岡市問屋町238―２　ハイツ・スカイ201号、住民票上の住所富山県高岡市羽広２丁目１番15号
破産者　片岡　博子
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第２２号
富山県高岡市問屋町238―２　ハイツ・スカイ201号、住民票上の住所富山県高岡市大手町12番44―805号　アパガーデンヒルズ大手町
破産者　森永　　薫
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第２５号
富山県高岡市白金町10番４号
破産者　角田　重雄
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１７号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏2922番地28
破産者　荒井　一朗
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４８号
愛知県津島市常盤町１丁目34番地　スウィートテラスＢ棟101号
破産者　田中　淳一
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７１号
兵庫県伊丹市荒牧６丁目25―３―105、前住所兵庫県宝塚市山本丸橋２丁目127番地
破産者　安岡　茂樹
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２４年（フ）第４２２号
兵庫県加古川市野口町二屋180番地の７
破産者　森　　弘司
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２８号
兵庫県加西市下道山町502番地
破産者　増田　雄一
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部